

外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

- 外国為替令(昭和五十五年政令第二百六十号)(第一条関係) 1
- 輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)(第二条関係) 3

改正案

現行

（役務取引の許可等）

（役務取引の許可等）

第十七条 法第二十五条第一項に規定する政令で定める特定の種類の貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術（以下この項、次項及び第十八条の二第一項において「特定技術」という。）を特定の外国（以下この項において「特定国」という。）において提供することを目的とする取引又は特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引は、別表中欄に掲げる技術と同表下欄に掲げる外国において提供することを目的とする取引又は同表中欄に掲げる技術と同表下欄に掲げる外国の非居住者に提供することを目的とする取引とする。

2～5 （略）

2～5 （略）

別表（第十七条関係）

別表（第十七条関係）

一～三	（略）	技術	外国
三の二	（一）（略） （二）輸出貿易管理令別表第一の三の二の項（二）に掲げる貨物の設計、製		（略）

一～三	（略）	技術	外国
三の二	（一）（略） （二）輸出貿易管理令別表第一の三の二の項（二）に掲げる貨物の設計又は		（略）

〓 一 六〇	九	四 〓 八	
(略)	(一)・(二) (略) (三) 通信用に設計したマイクロ波用集積回路の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (七の項の中欄に掲げるものを除く) (四) 超電導材料を用いた通信装置の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(七の項の中欄に掲げるものを除く。)	(略)	造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの
(略)	(略)	(略)	

〓 一 六〇	九	四 〓 八	
(略)	(新設) (一)・(二) (略)	(略)	製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの
(略)	(略)	(略)	

改 正 案

現 行

別表第一（第一条、第四条関係）

別表第一（第一条、第四条関係）

七	三の二 ～ 六	三	一・二	貨物	地域
次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一)～(八の二) (略)	(略)	(一) (略) (二) 次に掲げる貨物であつて、軍用の化学製剤の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置であるもののうち経済産業省令で定める仕様のもの 1～10 (略) 11 空气中の物質を検知する装置又はその部分品	(略)	(略)	(略)

七	三の二 ～ 六	三	一・二	貨物	地域
次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一)～(八の二) (略)	(略)	(一) (略) (二) 次に掲げる貨物であつて、軍用の化学製剤の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置であるもののうち経済産業省令で定める仕様のもの 1～10 (略) 11 空气中の物質を検知する装置又は検出器	(略)	(略)	(略)

一四	一 二 三	一〇 次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一) (略) (二) (二) 音波を利用して人の水中における活動を妨害する装置 (二) (十四) (略)	九 次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一) (八) (略) (九) 秘密保護機能を有する情報通信システム又はその部分品 (十)・(十一) (略)	八 (略)	(八の三) 電力の制御又は電気信号の整流を行う半導体素子又は半導体モジュール (九) (二十二)
(十一) 爆発物を自動的に探知し、又は	(略)	(略)	(略)	(略)	

一四	一 二 三	一〇 次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一) (略) (新設)	九 次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一) (八) (略) (九) 削除 (十)・(十一) (略)	八 (略)	(新設) (九) (二十二)
(新設)	(略)	(略)	(略)	(略)	

・ 一五 一六	
(略)	識別するように設計した電子式の装置 であつて、経済産業省令で定める仕様 のもの
(略)	

・ 一五 一六	
(略)	
(略)	